

発行

第3号

昭和40年3月1日

発行者 利尻町役場

印刷者 利礼資材印刷部

広報



1965. 3. 1 No. 3

まちの人口

- 1 月 -

人口	9,048人
男子	4,585人
女子	4,463人
世帯	1,656

医療雑論

利尻町国保病院長 吉田潤一郎



ついで、思いつくまゝに筆を進めてみたいと思います。

月日の立つのは早いもので、私が利尻町の病院に赴任しましてから、もう三年になろうとしております。その間は私なりの医療をおしすゝめて参りました。しかし昨年五月の大火の為に病院も類焼のうきめにあり、現在尚患者さんの診断や治療や入院その他の点につきまして種々と御迷惑をおかけして居ることと申します。その点この紙上より深おわび申し上げます。幸いに私は昨年諸外国の医療施設を見学する機会を得ましたので新病院にはそれらの良い所を取り入れて、九月三十日に面目も一新した島随一の病院が出来る事になりました。ですが立派な施設を活用するには病院職員の努力が勿論の事ですが、これを利用される患者さんのあり方にも多くの理解が必要と思ひます。それで病院のあり方、考へている事を次に誌し共に健康なまち利尻町を建設したいと思つております。

今度広報「りしり」に何か書くように書かれ、悪筆駄文ですが私の日頃考へております医療行政について、思いつくまゝに筆を進めてみたいと思います。

月日の立つのは早いもので、私が利尻町の病院に赴任しましてから、もう三年になろうとしております。その間は私なりの医療をおしすゝめて参りました。しかし昨年五月の大火の為に病院も類焼のうきめにあり、現在尚患者さんの診断や治療や入院その他の点につきまして種々と御迷惑をおかけして居ることと申します。その点この紙上より深おわび申し上げます。幸いに私は昨年諸外国の医療施設を見学する機会を得ましたので新病院にはそれらの良い所を取り入れて、九月三十日に面目も一新した島随一の病院が出来る事になりました。ですが立派な施設を活用するには病院職員の努力が勿論の事ですが、これを利用される患者さんのあり方にも多くの理解が必要と思ひます。それで病院のあり方、考へている事を次に誌し共に健康なまち利尻町を建設したいと思つております。

婦人科	入院患者	午後 9.00	12.00
外科	入院患者	午後 9.30	2.30
内科	入院患者	午後 10.00	1.00
外科	外来診療	午後 11.00	3.00
内科	外来診療		5.00
外科	外来診療		
婦人科	外来診療		

現在の病院条例では出勤時間即受付時間です(冬期間)外来患者を診て時半まで(入院患者)を診なければならず、先に述べた事と反対になり外来関係が大切にする結果になります。ですから条件を改めて受付時間は午前九時半から十一時半まで及び午後二時から二時半までとすれば入院患者さんを充分に診て検査して最高の治療方針を決められます。又往診も三時から出られ手術も充分に時間をかけて行けるわけですし、かつ患者さんの重傷度によりまして十分乃至二十分のずれは生ずると思われまます。ですから出来る丈午前中にも来院下さつた方が患者さんとしましては、又診察を受ける時の心得としましては、

①医師の問には的確に、具体的に答える。②診察前の手当は全部詰す特に化のう止めを飲んだときなどの嘘は困ります。③他の病院や医師に診てもらつたことをかきさないでいふこと。もし、それで厭な顔をするような医師ならかゝらない方がよい先廻りをしなさい。④生半可な知識の要求を勝手にしない。⑤病状や経過には個人差のあることを知っておく。即ち人によつて治りかたが色々である。⑥衣服は脱いだり着たりし易いもの。⑦衣服は開きやすいもの(例えは前開きのシャツなど)を着て行き、医師に手間どらせないようにする。⑧なるべくなら往診でなく、外来診察を受けるようにする。往診では、

必要な検査などできない為正しい診断がつけにくい。⑨定められた時間ぎりぎりのすべり込みはやめて、少なくとも三十分くらい前までに行く。⑩往診に 来てくれた医師に、特に必要でもない茶菓子などをむやみに出さない。忙しうたし、患者を前にして飲食する気はない筈で迷惑なだけ。⑪他の医師にかゝりた時は、素直にいまかゝつて居る医師に申し出て相談する。

あなたの善意を

『愛情銀行』で役立てよう

金銭預託十一万四百五十円

私たちのなかには、社会のために
なることをしたい、恵まれないひと
びとの力になつてあげたいという暖
かい愛情をもつたひとびとがたくさ
んいます。

このようなひとびとの善意を受け
入れ、確実にもつとも効果的に役立
て、明るい社会をきずきあげるため

北海道社会福祉協議会では、昭和三十
七年十二月に「北海道愛情銀行」
を開設しました。

利尻町社会福祉協議会でも、この
銀行の支店である「利尻町愛情銀
行」を開設しております。

愛情銀行はひとびとの技術や労力
あるいは金品など、どんな小さなさ

成人になつた方は 国民年金に加入を

ことし二十才に達し成人になつた
方は国民年金加入
の手続をしてくだ
さい。

みなさんはこと
しからは一人前の
社会人としておと
なの仲間入りをする
ことになりま
す。このことは選挙権
をはじめいろいろ
な権利を行使でき
るようになりま
す。同時にまたい
ろいろな義務を生
じ中でも社会保障
制度に加入することは最も大きな義
務の一つといえます。



事故に備えるために設けられたもの
です。

国民年金は、二十才以上の日本人
で、厚生年金や各種共済組合、船員
保険などに加入していない方は必ず
加入しなければなら
ないことになつ
ています。掛金は
毎月百円(二十五
才以上の人は百五
十円)で、さらに
国がこの半額を上
積みして積立てて
くれます。

一人の月には国民年金に加入一

せつかく私たち
のためににつくら
れた年金制度です
から、晴れて成人と
なつたこの記念す
べき年を、将来や
るために、全員、国民年金に加入
しましょう。

社会保障のうちでも国民年金は多
くの人を対象とした年金制度で、若
い働けるうちに老後の生活や万一の
にできます。

さやかなものでも、サービス預託口
座や金品預託口座などを用意して喜
んで預り、預託したひとの指定があ
れば、指定したとおり払出します。
また、指定がなければ、運営委員
会にはかつて払出先をきめます。

預託申込はかんたんで、この銀行
(利尻町社会福祉協議会・役場内)に
申しでいたただけで預託者証をお渡
しします。

なお、いままでに預託された方々
は次のとおりです。

(昭和三十八年五月から利尻町
愛情銀行扱)

(1)金銭預託(香典、祝儀、見舞な
どのお返し)

- 下家 美年子
- 本町第一婦人会
- 松野 健三
- 小田桐 清実

- 利尻町役場職員組合
- 日出町婦人会
- 小田桐 清実

- 宮野 正利
- 杵形連合婦人会
- 葛西 重治

- 石垣 志磨
- 西島 千鶴
- 長田 潤三

- 葛巻 芳太郎

(2)物品預託(老人クラブ用、座布
団など)

- 小田桐 ひさ
- 石垣 志磨

- 利尻町民生委員協議会
- (3)技術預託(大工技術)

- 蝦名 秋四郎

(4)特殊預託(音楽提供)

- 栗田ルナ、ハワイアンズ

新入学児童を もつ家庭へ

入学の日が近づいてきました。希
望に小さい胸をふくらませてお子さ
んもどんなにか喜び、また家庭にお
いても、いろいろ準備されているこ
とでしょう。

お子さんにとつていちばんたいせ
つなことは、家庭だけのせまい生活
から、未知の学校という団体生活に
入つていく心がまえができていくか
ということです。

入学後の生活をより楽しく過ごさ
せるために次のようなことに心がけ
ましょう。

健康な子どもに

まずお子さんの健康状態や発育が
入学に適しているかを知る必要があ
ります。今まで気づかなかつた病氣
や異常を見つけたたり、軽いと思つて
いたものが、案外治療を要する場合
が少なくありません。学校がいやに
なつたり、学習効果があがらない場
合の原因が健康状態にひそんでいる
ことがよくあります。

学校の楽しさを知らせる

学校にはやさしい先生や元気なお
友達がいて、一年生に入るお子さん
を待つていることを、いろいろな行
事をもせたり聞かせたりして楽し
みを持たせておくこと、遊び友だちを
もたせて仲良く遊べるようにするこ
とです。

集団生活ができるように、ひとり
で着物を脱いだり着たりできるよ
うに、また顔や手を洗うことや、用便
学用品、はきものの始末も他人の手
を借りなくてもできるようにしつけ
ることです。

自分の名前をはつきりと

自分の名前を呼ばれたら「ハイ」
と元気よく答え、他人に対してもは
つきり答えられるよう、また思つて
いることをはつきりいえるように教
えましょう。

学用品や持ち物は

学用品は学校でよく聞いてから買
うようにしてください。またお子さ
んの持ち物にははつきり名前をつけ
て見わけがつくようにしてください
い。

通学は安全なコースを

家から学校までの道路を、ひとり
で安全に歩けるようになしておきま
しう。車に気をつけ、交差点では立
ちどまつて左右をみて安全をたしか
めて通ることなど、実際に歩きなが
ら教えることがたいせつです。

たばこは

町内で

かきましょう

便利になつた

補充選挙人名簿の申請

昨年の七月に公布された公職選挙法の一部を改正する法律によつてあらたに「補充選挙人名簿の登録申請制度」が設けられた。

従来選挙あるたびに調整されてい補充選挙人名簿の場合、申請期間が一般に短期間であるためにかく申請ができなかつたという人も多かつたと考えられ、いづれ選挙管理委員会にも、調査など過重な仕事短期間に集中するという欠陥がありました。

そこで、いままでの登録申請制度のほか、いつでもその手続きをすませておくことができる「登録申請制度」を設け、可能な限り多くの有権者に投票の機会を与えるという、補充選挙人名簿の目的を生かし、委員会の調査も完全なものにする、一石二鳥の効果をもたせようとしたわけです。

したがって、あらたに満二十才になつた人(新有権者)や、二十才以上の人であつたらく住所を構えた場合(転入者)は、いつでも補充選挙人名簿登録申請し出ができます。もちろん、資格を持つていた人で、基本選挙人名簿のときもれてしまつた場合も、この制度で救済されることになりす。

ただし、この申し出にあつては次に掲げる三つの条件があるので、それにしがわなければなりません。第一に、本人が申請しなければならぬこと。どうしても都合の悪い場合に限つて、同居の親族の方が代

わつて届け出ることができすし、郵送によることもできます。

第二に、文書でしなければなりません。町選挙管理委員会が一定の書式を定めることになっていきますから用紙をもらうと便利でしょう。

第三に、申し出する資格があることを立証すること。これは、成人になつたことや、届け出る町の区域内に住所を構えたことを証明するものであればよく、かならずしも町が発行した証明書でなくてもよいことになつていきます。

こうした手続きを経て受け付けられた申出書は、選挙管理委員会で整理、保管をしておき、選挙が行なわれる際にあらためて補充選挙人名簿の登録申請をしなくても、申し出をしたものが、その市町村に住所を移してから三か月を経過しているときは名簿に登録することになります。なお詳しくは町の選挙管理委員会にお尋ねください。

わります。畜犬は必ずつないで置かなければならないのです。放し飼の犬は野犬とみなされて毒殺されますからご注意ください。

成人病を防ごう

昭和三十三年以来、脳卒中、ガン心臓による死亡者が死因の最高を占めています。この三つの病気を一般に成人病とよんでいます。

成人病は四十才ごろから急激に多くなり、働きざかりの人々を長期間にわたつて働けなくします。社会的にも個人的にも大きな損失をもたらします。成人病は多くの場合若いころからのいろいろな原因が積み重なつて現われると考えられています。年をとつてからとあらわてて予防にとかかるのでは手遅れになる事が多いので、若いうちから成人病の予防心がけなければなりません。予防のためには病気をこす原因をとり除くことがいちばんよいのですが、残念なことに病気の原因や予防のきめ手は現在のところ明らかになつていません。

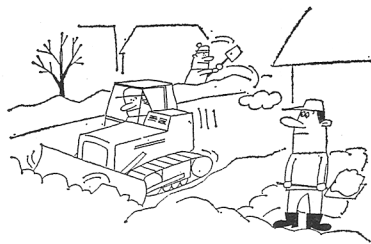
ですから予防の第一は早期に発見して早期に治療することです。とかく不治の病気と思われがちながんも早いうちに発見して、すぐに治療すれば現代の医学で治すことができます。

ですから、四十才を過ぎたら定期的に健康診断を受けること、ふだんから身体の状態には注意して、少しでもおかしいと気づいたらすぐ専門医にみてもらうことが、成人病予防の最もたいせつな心がけといえます。

道路を広く使おう

積雪のため道幅が狭くなり、道路事情が悪くなつていますが、そのうえ道路に荷物をならべたり、道路で仕事をしたりしては、交通の妨げになるばかりか、ときに交通事故の原因になりかねません。

道路はみんなのものですから広く使えるよう次のことに心がけましょう。
商店や家庭のみならずへ
商品や道路ならべたり、荷荷り造ほどき、あるいは車の修理をしたりする
ことは、通行のじやまになります。道路は公共のもので個人の作業場ではありません。いつも広くあけておきましょう。



家の回りの除雪をする、雪を道路に投げない
—冬の道路を広くする運動—

○各家庭では、家の前の雪を完全に取り除き、また道路に雪や水を投げないようにしましょう。

○道路で人が集まるような方法で演説、演芸、演奏をしたり、また広告、宣伝やラジオ、テレビの放送をする。
○道路で消防訓練、避難訓練や救護訓練をする。

○道路で工事や作業をする。
○道路に広告板やアーチ、記念塔を立てる。
○道路に露店や屋台店などを出す。
○道路で映画ロケ、撮影会、街頭録音会などをする。
○道路で競技会、パレード、集団行進をする。

戸籍の窓口 (一月分)

- 出生 お誕生おめでと。
- 加藤 伸治(新湊)
- 西島 孝喜(種富町)
- 草間美千代(種富町)
- 菅原 祐雄(種富町)
- 菊池 広治(種富町)
- 五十嵐 広宏(種富町)
- 矢田 正夫(本町)
- 笹本 尚子(本町)
- 安原 龍二(泉町)
- 牧野明希子(長浜)

死亡

- つっしんでおくやみ申し上げます。
- 山本 てる(八十八才) 新湊
- 柳谷福太郎(七十四才) 種富町
- 魚岸 和夫(十才) 種富町
- 久末 あき(六十一才) 日出町
- 佐末 伸美(二十九才) 緑町
- 田中 俊幸(九十一才) 神磯
- 前田 俊幸(三十七才) 神磯
- 谷 富吉(八十二才) 御泊
- 田原 清治(六十九才) 御泊

配電線路の改修

計画のあらまし

一、配電線路改修の必要性
 利尻島内の配電線路は、大正九年から施設したもので、その平均年数は、四十年近くになつております。

このため、毎年二百万円程度の費用をかけて修繕してきましたが永久的な改修には、ほど遠い状態です。

これに加えて、電気の需要は年々ふえてきており、現在の線路での配電には、次のような支障がでてきております。

(1)発電所から遠いところや、需要の集中しているところは、正規の電圧が保持できなくなりまして。

(2)このため一部の地域では、蛍光灯が使いにくい、テレビの画面が小さくなる、モーターの調子が悪い。などの現象が生じております。

(3)この現象は、需要がふえるにしたがつて、ますますひどくなるわけです。

二、配電線路改修工事計画

現在の配電線路を、全部新しいものに取替え、配電方式も三千三百ボルトから六千六百ボルト方式に変更する計画で、総工事費は約一億を予定しております。

それで昭和四十年年度には、とりあえず高圧部門の改修を四千三百二十万円で、低圧部門の改修は昭和四十一年度に行う予定で、三、改修工事費

三、改修工事費

はじめの計画では、利尻郡電気組合が補助金をもらつて改修をしたいと考えて再三関係官庁と話し合いを進めましたが、大蔵省は、農山漁村電気導入促進法による補助事業として、総事業費の三分の二の補助金を受けるのであれば、受入体制を作るように、とのことでした。

それでは、電気導入促進法でいう受入体制とは何か、というところから、離島などの農山漁業団体となつております。

利尻島の場合は、漁業協同組合といふことになりました。

もちろん工事費の全部を、起債などの借入金でやるのであれば、現在の電気組合でもよいわけですが、借入金の返済が料金に影響して、いまの電気料金では運営が困難です。

このため、利尻島内の漁業協同組合連合会を作つて、ぜひ補助事業としたいと考えています。

四、補助事業とした場合の運営
 補助事業として工事をやりましても、総事業費の三分の一は地元負担ですが、この分は借入金を予定しています。

しかも、この借入金の返済には今まで修繕にかけていた費用と、改修によつて少くなる損失電力をあてる予定です。

五、電気組合はどうなるか
 漁業協同組合の連合会が三月中にできて、許可をもらつて、電気事業を四月一日からはじめるとなりますと、現在の電気組合は三月三十一日限りで、電気事業をやめます。

ただし、電気事業はやめても、債務の整理や職員の身分などの関係で、電気組合は残ります。

漁業の許可の有効期間

北海道海面漁業調査規則が、昭和三十九年十一月二十日ら施行され漁業の許可の有効期間を次のとおり取り扱うことになりました。

○許可の有効期間を三年とする漁業の名称

- ほつけ刺し網漁業
- めぬけ刺し網漁業
- さんま棒受け網漁業
- はえなわ漁業
- たこから釣なわ漁業
- たこばこ漁業
- えびかご漁業
- つぶかご漁業
- 小型まき網漁業
- こぎびき網漁業
- 火光を利用する敷き網漁業
- 小型機船底びき網漁業
- 小型機船底びき網漁業

○許可の有効期間を一年とする漁業の名称

- 資源の保護培養または漁業調整上特に必要があると認める漁業
- にしん刺し網漁業
- すけとうだら刺し網漁業
- すけとうだらはえなわ漁業
- 小型さけ、ますはえなわ漁業
- 小型さけ、ます流網漁業
- かにかご漁業
- 中型まき網漁業
- 機船船底びき網漁業
- 潜水器漁業

○小型機船底びき網漁業
 (ただし、手練第三種漁業のうち、しおむし、いさだ、なまこけた網漁業を除く。)

まちなあゆみ

- 一月一日 新年交礼会
- 五日 消防出初式(仙法志地区)
- 六日 消防出初式(杵形地区)
- 七日 杵形水難救済所出初式
- 八日 仙法志水難救済所出初式
- 一三日 町議会協議会
- 二〇日 民生委員会協議会
- 二二日 漁業センサス説明会
- 三〇日 臨時出納検査

余 燼

利尻町でも、「愛の鐘」を設置してほしいと、杵形地区内の一団体、四個人から町の愛情銀行に金銭預託があつた。あの愛らしい大火におびえて、午報のサイレンに幼児は泣くし、犬は遠吠するといふ。「愛の鐘」はいま各地で設置されて好評のようである。もちろん、非常の場合には、サイレンにも切替えてできるようになつてはいる。みんなの尊い善意で、一日も早くオルゴールで、メロデーが流れる日が待ち遠しい。

※ ※ ※

学校や各役所、団体関係の事務用品などを、地元の商店で買つてほしいと町商工会が要請した。とくに、杵形の場合昨年の大火で商工業者が八〇戸も罹災し、その招書額は三億円といわれている。これは、火災があつたから、なかつたからでなく、当然の要請であると思う。しかし、これには売買双方の理解と協力が、もつとも必要だ。

